

2016年12月7日

各診療科（部）長
各部・センター長 各位

徳島大学教職員労働組合

医員・修練歯科医・研修医の超過勤務手当の 適切な支給について

組合では、医員・修練歯科医・研修医の方から、「超過勤務の申請がまったく認めてもらえない」「月当たりの上限時間が設定され、それを超える時間の申請を認めてもらえない」などの訴えを受けております。

また、超過勤務時間が、「過労死認定基準」とされる月 80 時間を超える長時間労働の実態や、年次有給休暇（年休）の取得を認めないといった事例についても、情報提供を受けております。

各診療科（部）長・センター長各位におかれましては、下記四点に留意し、長時間労働の是正と適切な超過勤務手当の支払い、年休附与を行うように、お願いいたします。

記

I. 「超過勤務の申請を認めない」・「月当たりの上限時間を設定してそれ以上の申請を認めない」ことは、悪質な労働基準法違反です。

状況が改善されない場合、組合としては強力な措置を検討せざるをえませんので、速やかな対応をお願いいたします。

II. 外来診療以外にも、手術関連業務、病棟関連業務、カンファレンス、病院の命令で参加を義務づけた研修や各種会議は、すべて労働時間に入ります。

III. 長時間労働の抑制に努めてください。

ただし、「長時間労働の抑制」が、「超過勤務の申請の抑制」にすり替わらないようにしてください。

IV. 年次有給休暇は労働者の基本的な権利です。その取得に理由は不要です。使用者側がその取得を妨げることは悪質な労働基準法違反です。

使用者側が年休取得の時季を変更させることは場合により認められますが、「人手不足」や「多忙」など恒常的な事情を理由とすることはできません。

以上